

男性従業員への育休取得に対し、 奨励金を支給します

丸亀市内の中小企業等(※)に勤務する男性が、**連続5日以上**の育児休業を
取得した場合、その事業主に**10万円の奨励金**を支給します。

※「中小企業等」とは、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業その他の法人をいいます。

男性育休は、業務を効率よく
行うきっかけとなり、残業時
間の減少と生産性の向上に大
きく貢献しています！



産後の妻の肉体的・精神的負担を
軽減でき、妻からも「自分の体調
管理に集中できて良かった」「家
族の時間をゆっくり過ごせて良
かった」と言われました。

市HP「奨励金を利用された事業所の方にインタビュー」から抜粋

奨励金の額

1回 **10万円**

(ただし1事業主につき、各年度に1回限り、最大3回まで)

支給対象事業主

次のすべてに該当する事業主に支給します。

1. 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等であること(国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金等を受けている法人を除く)
2. 雇用保険の適用事業主であること
3. 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
4. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ていること※裏面参照
5. 雇用する男性労働者が、その養育する1歳2か月未満の子に対して連続する5日(勤務を要しない日を除く)以上の育児休業を取得し、職場復帰した日以後1か月以上勤務したこと
6. 市が行う男女共同参画推進のための広報啓発活動に協力できること
7. 法令の規定を遵守し、適切な雇用管理を行っていること
8. 市税の滞納がないこと

過去8年間の支給実績

24社

連続支給の企業が複数！
医療機関、農業法人、
飲食サービス業からの
申請もあります

【裏面に続く】

○一般事業主行動計画未策定でも大丈夫！！

一般事業主行動計画の策定については、香川県が無料で働き方改革推進アドバイザーを派遣しています。

詳しくは、香川県商工労働部労働政策課 TEL087-832-3370 へ。



支給の流れ

1. 育児休業取得（勤務を要しない日を除く連続5日以上）
↓
2. 職場復帰（1か月以上）
↓
3. 申請書等提出（職場復帰した日以後1か月を経過した日から2か月以内）
↓
4. 支給

提出書類

1. 丸亀市男性の育児休業取得促進奨励金支給申請書兼実績報告書

※丸亀市ホームページから取得できます。

丸亀市 男性育休支援

検索

2. 添付書類

- ①登記簿謄本の写し
- ②育児休業に関する労働協約又は就業規則の写し
- ③雇用保険適用事業所設置届けの写し等、雇用保険適用事業主であることが確認できるもの
- ④次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第1条又は第2条の規定に基づき都道府県労働局長に提出した書類の写し
- ⑤母子健康手帳の写し等、育児休業に係る子の出生の事実を確認できるもの
- ⑥対象となる男性労働者の育児休業申出書の写し
- ⑦対象となる男性労働者の出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰状況を確認できるもの
- ⑧その他市長が必要と認める書類

奨励金の支給要件や事業主の方へのインタビューの詳細などは、市HPをご覧ください。

「奨励金申請に関するQ&A」も必ずご確認ください！



【問い合わせ先】

丸亀市総務部人権課男女共同参画室

TEL 0877-24-8823

FAX 0877-24-8874

Email danjo@city.marugame.lg.jp